

大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県交通安全推進協議会要綱第3条第4号に規定する交通遺児等に対する救済援護事業を実施するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 交通事故

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車又は列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

(2) 児童生徒

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」という。）に在学する者並びに中学校卒業後、保護者から扶養されている者をいう。

(3) 保護者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する児童を現に監護する者又は同法第6条の4に規定する里親をいう。

(4) 交通遺児

交通事故により保護者のいずれか又は両方を失った児童生徒（当該交通事故当時、胎児であった者も含む。）をいう。ただし、保護者の再婚により新たに両親を得た者は除く。

(事業)

第3条 大分県交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、交通遺児の福祉の向上を目的とした給付（以下「救済援護」という。）を行うものとする。

2 救済援護は交通遺児が18歳に達した日の属する年度末まで行うものとする。

(救済援護の要件)

第4条 協議会は、次に掲げる(1)及び(2)の要件を備えている者に対して救済援護を行うものとする。

(1) 交通遺児であること

(2) 保護者が大分県内に居住していること

(交通遺児の情報)

第5条 協議会は、交通遺児が在学する学校を管轄する教育委員会及び学校等の校長から、交通遺児とその保護者について情報の提供を受けることができる。

2 協議会は、前項の情報に基づき、交通遺児の保護者に対して救済援護の希望の有無について確認を行うものとする。

(交通遺児の認定及び救済援護受給の申請)

第6条 救済援護を希望する交通遺児の保護者は、交通遺児認定及び救済援護給付申請書(様式1)に住民票の写し(世帯全員、世帯主の氏名、続柄が記載されたもの。マイナンバーが記載されていないもの。複写も可。)及び交通事故証明書等(複写も可。)を添付して、大分県交通安全推進協議会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

(救済援護の決定)

第7条 会長は、前条の申請を受理した場合は、審査により交通遺児の認定及び救済援護の可否を決定し、交通遺児認定及び救済援護事業給付決定書(様式2)により、交通遺児の保護者へ通知しなければならない。

2 協議会は必要に応じて、申請の内容について調査し、又は申請者に追加資料の提出等を求めることができる。

(給付事業)

第8条 救済援護の事業項目、時期等については、別表のとおりとする。

2 救済援護の詳細については、毎年度協議会の委員会において決定する。

(異動届)

第9条 給付が決定した交通遺児(以下「受給者」という。)に次の各号の事由が発生したときは、保護者はすみやかに受給者異動届(様式3)により、会長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が死亡したとき
- (2) 保護者、受給者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

(年度更新手続き)

第10条 次年度も救済援護を希望する場合は、救済援護事業に係る現況届(様式4)に住民票(第6条記載の住民票の写しに同じ。)を添付して、会長に提出するものとする。なお、提出の時期については、協議会から通知をするものとする。

(救済援護の取消し)

第11条 会長は、救済援護を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、救済援護を取り消すことができる。

- (1) 受給者が死亡したとき
- (2) 受給者及びその保護者が、救済援護の辞退を申し出たとき
- (3) 受給者及びその保護者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (4) 偽りの申請その他不正手段により救済援護を受けたとき、又は救済援護を受けた者が当該救済援護を目的以外に使用したとき

(救済援護の返還)

第12条 会長は、前条の規定により救済援護の決定を取り消したときは、支給した救済援護の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業に関する要綱及び大分県交通安全推進協議会救済援護事業における交通遺児認定要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

別表（第8条関係）

交通遺児救済援護給付事業

小・中学生

新規交通遺児激励金の贈呈 新たに交通遺児に認定された小・中学生及び高校生等に5万円を贈呈
入学祝金の贈呈（4月頃） 小・中学校の新入生に5万円を贈呈
修学旅行助成金の贈呈 修学旅行対象者に、小学生2万円、中学生3万円を贈呈
家族ふれあい旅行助成金の贈呈（6～7月頃） 旅行を希望する小学5年生の家族に5万円を贈呈
クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 小・中学生全員に2万円を贈呈
卒業祝金の贈呈（3月頃） 中学卒業生に10万円を贈呈
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金の贈呈（7～8月頃） 小・中学生全員に2万円を贈呈

高校生等（中学校卒業後3年間）

育英支援金の贈呈 中学校卒業後の3年間の各年度に6万円を贈呈
--

その他

その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業（随時）

- ※ 小学校及び中学校は、第2条第2号に相当する学校を含む。
- ※ 新たに交通遺児に認定された場合は、認定日の属する年度当初まで遡り贈呈する。ただし、当該年度に交通遺児の要件を満たす事実が発生した場合は、その日を限度とする。

(様式 1)

交通遺児認定及び救済援護給付申請書

年 月 日

大分県交通安全推進協議会長 殿

申請者	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	(ふりがな) 保護者名	
	交通遺児との続柄 ()	

大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交通遺児認定及び救済援護給付を申請します。

(ふりがな) 交通遺児 の氏名		生年月日	年 月 日
現住所		学校名 又職業等	
電話番号		年齢	歳 学年 年生
(ふりがな) 交通遺児 の氏名		生年月日	年 月 日
現住所		学校名 又職業等	
電話番号		年齢	歳 学年 年生
	氏 名	交通遺児 との続柄	生年月日 年齢 学校又は職業 備考
保護者			年 月 日
家族構成			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
死亡者 の情報	氏 名	交通遺児 との続柄	生年月日 交通事故発生日
			年 月 日 年 月 日
交通事故 発生場所	都 道 市 町 府 県 村	☐ 警察署 ☐ 高速道路交通警察隊	
交通遺児と なった日	(交通事故発生日と異なる場合に記載) 年 月 日		

※ 添付書類

- 住民票の写し(世帯全員、世帯主氏名、続柄が記載されており、マイナンバーの記載がないもの。複写も可。)
- 交通事故証明書、死亡診断書、新聞記事等(複写も可。)

(様式 2)

交通遺児認定及び救済援護事業給付決定書

年 月 日

様

大分県交通安全推進協議会

会 長 佐藤 樹一郎

年 月 日付けで申請のありました下記の児童生徒については、大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第 7 条の規定に基づき交通遺児に認定されましたので、給付を決定します。

記

受給者

住 所

氏 名

学校名又は

職業名

(様式 3)

受給者異動届

年 月 日

大分県交通安全推進協議会長 殿

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

受給者との続柄 ()

大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第 9 条の規定に基づき、下記のとおり受給者の異動を届け出ます。

記

受給者氏名

異動内容

※ 異動内容については、受給者の死亡、住所の変更、在籍する学校の変更等について具体的に記入してください。

救済援護事業に係る世帯の現況届

大分県交通安全推進協議会長 殿

年度大分県交通安全推進協議会救済援護事業の受給にあたり、下記のとおり世帯の現況を届け出ます。

ふりがな		遺児との続柄
保護者名		
住 所	〒	
携帯電話		
自宅電話		

対象遺児について	氏名・ふりがな	生年月日・年齢(4/1現在)	学校名・学年または職業(4/1現在)
		年 月 日	立 学校
		(歳)	(年生)
		年 月 日	立 学校
		(歳)	(年生)
		年 月 日	立 学校
		(歳)	(年生)
		年 月 日	立 学校
		(歳)	(年生)
	受給資格の申告	☐ 継続(下欄の受給資格を喪失する事由はありません)	
		☐ 喪失	☐ 保護者が婚姻した
	☐ 保護者ではなくなった(親権の喪失等)		
☐ その他()			
喪失事由発生日 年 月 日			
備考:			

令和 年度中に修学旅行実施予定の小・中学生がいる方は下記に記入をお願いします。	
対象遺児名	
概ねの日程	

※住民票の写しの同封を忘れずにお願いします。

(現況届・住民票の写し、両方の提出がなければ援護事業が開始できませんのでご注意ください。)

(別紙)

令和 年 月 日

口座振込依頼書

大分県交通安全推進協議会 殿

住所

保護者名

大分県交通遺児救済援護事業に係る給付金について、下記口座に振り込んでいただきますよう申し出ます。

交通遺児の氏名	
金融機関名	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合
支店名	☐ 支店 ☐ 出張所（支店番号 ）
(フリガナ) 口座名義人	()
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
口座番号	